

daily コラム

2017年12月28日(木)

〒810-0001 福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル7階
税理士法人かさい会計 TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417
Email info@kasai-grp.co.jp

年末調整における戻り税額の期待値は低めがよろしいかと…

ちょっとしたボーナス感覚の年末還付額

サラリーマンにとって年末調整はちょっとした楽しみでもあります。多くの場合、年末調整により源泉税額の還付があります。これは、毎月の源泉徴収税額が、扶養家族数等を勘案して12か月で1年分を天引きできるように予定されていることに起因しています。年末調整では、生命保険料控除や地震保険料控除が加わり、年税額が見積額より小さくなるため、徴収し過ぎた分が還付されるためです。住宅ローン控除が適用される人は特に還付額が大きくなり、一種のボーナス的な感覚になっています。

期待値は低めがお勧めです

こうした期待がある中で、「去年の年末調整還付はこれくらいだったから、今年もそれくらいはあるだろう」と心弾ませている人が、予測していた金額よりも小さい還付額だったり、ましてや逆に徴収（＝不足していたという理由で12月分をいつもより多く控除）されたりすると、がっかりしてしまいます。そしてそんな人の次の行動は、「計算は信じていますが、何か間違えていませんか？ もう一度確認をお願いします!!」という問い合わせをその企業の経理

担当者に入れる事でしょう。

次のような場合には去年より還付が少ないか、または納税となる場合があります。

こんな場合は去年より還付が少ない

①扶養家族の子供が扶養から外れるくらいアルバイトで稼いでいた！ ②奥さんが専業主婦だったが、年末前に離婚してしまった！ ③住宅ローン控除の適用が前年までで終わっていた！ ④前年海外から帰国して国内でもらった給与は12か月分なかったが、今年は12か月分であった！ ⑤前年失業中の期間があり、年の途中で就職した！

まだまだ他に原因がある場合もあります。期待は往々にして裏切られることもあると認識してください。

でも、疑問に思ったら、素直に聞いてみましょう。



昔は年末に家族が増えると、扶養控除が増えて、年末調整還付額もその分多くなっていたのですがねえ。